

畳類公正競争規約検討状況説明会及びFAXで寄せられた主な意見・要望と論点の整理

1. 規約関係

(1) 規約第3条（適用範囲）の畳表に「化学表」及び「和紙表」を加えるかどうか。

【主な意見・要望】

- 化学表、和紙表も対象とすべきではないか。
- ハウスメーカーの場合、半分程度は化学表になっている。早めに検討してほしい。
- ◇ いぐさの畳表は公正マークを発行して化学表は対象外では現場の混乱が予想される。

(2) 規約第3条（適用範囲）の畳の定義、厚さ15mm以下の畳を含めるかどうか。また、15mm以上55mm未満を「畳様のもの」と表現するかどうか。

【主な意見・要望】

- ◇ 畳の定義が曖昧。明確にすべき。
- 13mm以下の薄畳があるのに15mm以上の畳を規約の対象としたのはなぜか。
- 15mm以下の畳も対象範囲とすべきではないか。
- 新築の現場では35mm、40mmのものも多数存在する中で、これらを「畳様のもの」と表現するのは、誤解を招くのではないか。

(3) 規約第7条（畳に関する商品説明書）の表示事項について

【主な意見・要望】

- ◇ 消費者が表示に求めるものをもっと研究すべき。現在の案は業界都合としか思えない。ごく単純な表示とトレースで開始すべき。
- ◇ 畳業者に出荷証明書の内容を転記させる考え方は公正競争規約の主旨から大きく外れた無責任な姿勢。第一証明者の中身を見てもらってこそ、消費者保護。
- ◇ 消費者アンケートで6%の「技能・資格の有無」と「JASの有無」は必要ない。
- 大規模事業所で一級技能士が1人でも全て一級技能士が作製したかの誤解を与える。
- 技能士の資格については、大規模畳店については、従業員の1/2以上が一級技能士の資格を有する等、何らかの条件を付けて表示すべき。
- 元請名で商品説明書を発行するようにしてほしい。
- ◇ 工務店(元請)経由で販売する場合、工務店名と畳店名の両方の記入欄を設けてはどうか。

(4) 施行規則第9条（出荷証明書）について

【主な意見・要望】

- 輸入品でも中国国内での産地（寧波・四川等）やロット番号の記載が必要ではないか。それら無しで輸入品のトレーサビリティは対応できるのか。
- 輸入品についてもQRコード付きタグ又はバーコードが付けられないのか。
- ◇ 国産・輸入量表の出荷証明書の「経系の種類」はJAS法の表示と同じとすべき。
- 出荷証明書をコピーして次の段階に渡すのでは（どの段階であっても）トレーサビリティの仕組みとしては不十分。不正防止にはならない。
- 出荷証明書（や商品説明書）に特定用語の使用後の「最高級品」、「高級品」等の品質のランクに関する記載欄が必要ではないか。
- 稲床の出荷証明書に稲わらの産地表示が必要ではないか。

(5) 規約第10条（特定用語の使用基準）について

【主な意見・要望】

- 一級技能士の作成が必要との業界の思い（必要性）が消費者の満足（利益）につながるか疑問。慎重に検討すべき。
- 「最高級品」について、加工者を一級技能士に限るのは資格を持っていないベテランの排除になる。そこまでは必要はない。
- 最高級品、高級品は一級技能士が直接作製しなければならないのか。管理ではダメか。機械での製作を否定するのは業界にとってマイナス。門戸を狭めるべきではない。
- ひのみどり品種の特定のグレードのみ対象とし、夕凧、ひのかるかは基準があるのに対象としない理由は何か。
- 現行の基準で最高級品、高級品を表示したとき、消費者がそれらを求めた場合、（該当する量表の）数量は全く足りないのではないか。

(6) 規約第13条（量表等の表示内容の適正な伝達の検証）について

【主な意見・要望】

- ◇ 量表生産者からの流通は理解できるが、出荷証明書と帳簿の管理があまりにも煩雑すぎて大変な作業になる。もっとシンプルにすべき。
- ◇ 量表1枚1枚に付け替え不可能な識別符などを付けるべきで、意識的な付け替えを行わない限り現物と表示が変わってしまうことがないようにすべき。
- ◇ 規約に定められた出荷証明書の記載項目を遵守する前提でフォーマットは、作成者の裁量に任せてほしい。
- ◇ 5年間の記録も電子的な記録も可能としてほしい。

2. 公正競争協議会関係

(1) 公正競争協議会の設置及び運営について

【主な意見・要望】

- 公正取引協議会の設立にどの程度の予算を見込んでいるのか。
- 公正競争協議会にはどの程度の参加を見込んでいるのか。
- 既存の組合の非組合員は、組合に加入しないと公正競争協議会に参加できないのか。
- 工務店、ホームセンター、畳店等特別な免許がなくとも公正競争協議会に参加できるのか。
- ◇ 公正取引協議会の運営費用は1,000万円位を考えているとのことであったが、違反の疑いがある場合に調査を行うとなればもっと費用が掛かるのではないかと。

3. 調査・広報関係

(1) 消費者アンケートについて

【主な意見・要望】

- 消費者アンケートのどのような表示があれば良いかとの間に「畳の加工方法」の項目はないが、消費者の意見は反映されているのか。
- ◇ 消費者アンケートの結果が表示内容に反映していない。使用した材料が知りたいという結果を重視して消費者の満足する商品説明書とすべき。技能士の資格、管理責任者の有無、JASの有無は必要ない。

(2) ブロック説明会及びFAXで寄せられた意見・要望、質問への回答の会員への情報提供について

【主な意見・要望】

- 質問に対する回答はあるのか（質問に回答してほしい）。
- 本規約成立後に畳店はどのような作業が必要になり、その際どのような問題が考えられるか説明してほしい。
- 規約が成立し、協議会が立ち上がった後は、誰が工務店等に周知するのか。

4. 今後の進め方（当面のスケジュール）について

- ・ 各委員会における検討
- ・ 会員への情報提供（ブロック会議及びFAXで寄せられた意見・要望、質問に対する回答）
- ・ 規約原案の消費者庁への提出